

岐阜県公報

目 次

告 示

建築基準法に基づく道路の位置指定
保安林に指定する予定

(建築指導課) 三二五
(下呂農林事務所) 三二六

公 示

県営土地改良事業計画の変更の決定
土地改良区の定款の変更認可

(農地整備課) 三二六
(岐阜農林事務所) 三二七

告 示

岐阜県告示第三百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和六年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

中濃建築事務所長

位 置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指 定 番 号	指 定 日 月 年
本巢市温井字西屋敷三八九番五	六〇〇	四九三	岐阜県指 令第一六一 号の第三 三三	令和 六 年 七 月 三 十 日
瑞穂市本田字畑中前七六八番四及 び七六八番二の一部	四・九 五 五〇〇	三〇九	岐阜県指 令第一二二 号の第一 一	同 六 年 七 月 三 十 日
羽島市上中町長間字村内一一三八 番四及び一一三八番八	四・一 五	三〇六	岐阜県指 令第一二二 号の第一 一	同 六 年 七 月 三 十 日
安八郡安八町北今ヶ淵字宮西二九 一番四	五〇〇	二二三	岐阜県指 令第一二二 号の第一 一	同 六 年 七 月 三 十 日

第 五 百 十 三 号

令 和 六 年 七 月 三 十 日

（火曜日）

東濃建築事務所長

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年月日 指定
関市倉知字表屋敷一四五四番四	六〇〇	五・六	岐阜県指令 中建築第二 〇号の二五	令和 六・四・ 四
関市小瀬字小坂南一〇〇〇番四及 び一〇〇〇番九	六〇〇 六・三	五・四	岐阜県指令 中建築第三 七号	同 五・七
美濃加茂市前平町二丁目四六番四	六〇〇	五・七	岐阜県指令 中建築第二 七号の二	同 五・四
関市小屋名字北野六八四番四	六〇〇	五・九	岐阜県指令 中建築第三 七号の三	同 五・三〇
美濃加茂市下米田町今字井領一四 番四	六〇〇	二・五	岐阜県指令 中建築第三 七号の四	同 六・七
美濃加茂市本郷町四丁目字下久手 一七八番一九	六〇〇 六・三	六・〇	岐阜県指令 中建築第三 七号の六	同 六・二
関市東新町五丁目八九〇番二	六〇〇	七・六	岐阜県指令 中建築第三 七号の五	同 六・四
美濃加茂市本郷町二丁目字切通橋 下二〇一五番三の一部及び字若林 二番二五の一部	六〇〇 六・七	五・六	岐阜県指令 中建築第二 七号の七	同 六・八
美濃加茂市本郷町二丁目字切通橋 下二〇一五番三の一部	五〇一	一・九	同	同
瑞浪市明世町山野内字沼二九四番 九及び二九六番六	五七六 六・七	四・四	岐阜県指令 東建築第九 二号	令和 六・五・ 二
中津川市茄子川字庚申前八二番一 〇及び中津川市所管法定外公共物 (水路)	四〇〇	三・九	岐阜県指令 東建築第九 二号の二	同 五・元
中津川市手賀野字島崎九〇番一七	六〇〇	三・六	岐阜県指令 東建築第九 二号の三	同 六・二〇

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和六年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬惣島字峠戸四七三の三（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第

八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

阿 木 地 区	中 津 川 市 役 所	同 令 和 六 ・ 八 ・ 二 八 以 降
施 行 に 係 る 地 区 名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

席 田 井 水 土 地 改 良 区	土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
		令 和 六 ・ 七 ・ 一 六

令和六年七月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社